

# 千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション

## オンライン手段の利用を促進する条例（案）をつくりました。

条例とは、千葉県などの役所が、市の建物や土地の使い方、仕事の進め方などについてつくる決まりのことです。

### 1 条例をつくる理由

きこえない、きこえにくい人が話すときに使うことばである手話は、声に出して使う日本語とはちがい、手や体の動きを使うべつのことばです。でも、長い間、「口の動きを見て相手が話していることを読みとる方法(口話法)のほうがいい」と考えて、手話をことばとはみとめず、きこえないこどもが通う学校で手話を教えませんでした。やがて、世界や日本で法律などの決まりを変えて手話をことばとしてみとめるようになりましたが、まだあまり知られていません。

令和 7 年 1 1 月には、きこえない、きこえにくい人のオリンピックである夏のデフリンピックが東京でひらかれます。わたしたちは、手話がことばの一つであることをあらためて知り、みなさんにそれを知らせるとともに、手話を身につ

け、使う権利を守っていく必要があります。

また、ことばは、お互いの思いや考えを伝えあうために人と人がおこなう「コミュニケーション」になくってはならない大切なものです。障害のある人のコミュニケーションに対しては、障害の持ちように合わせていろいろな方法で助けることができるようになりましたが、まだ十分ではありません。情報を使う方法（情報技術）が、ふえたり新しくなったりするのに合わせて、千葉市などの役所ももっといろいろな方法を考えなくてはなりません。

障害のある人のコミュニケーションを助けるためには、いろいろな障害の持ちように正しく合わせる事が大切です。いま、画面を目で見て指でさわるタッチパネルがいろいろなところがありますが、これは、目が見えない、見えにくい障害がある人にとっては使いづらいものです。このように、情報を使う方法が新しくなっても、障害の持ちようによってはよいことばかりではありません。また、きこえない、きこえにくい障害がある人の中には、手話を使わないで、ノートなどに書かれた文字を目で見る「要約筆記」や、文字を紙などに書いて伝える「筆談」などを使う人もいます。そして、きこえない障害と見えない障害の両方がある盲ろう者もいます。それぞれの障害の持ちようはまったくちがいます。

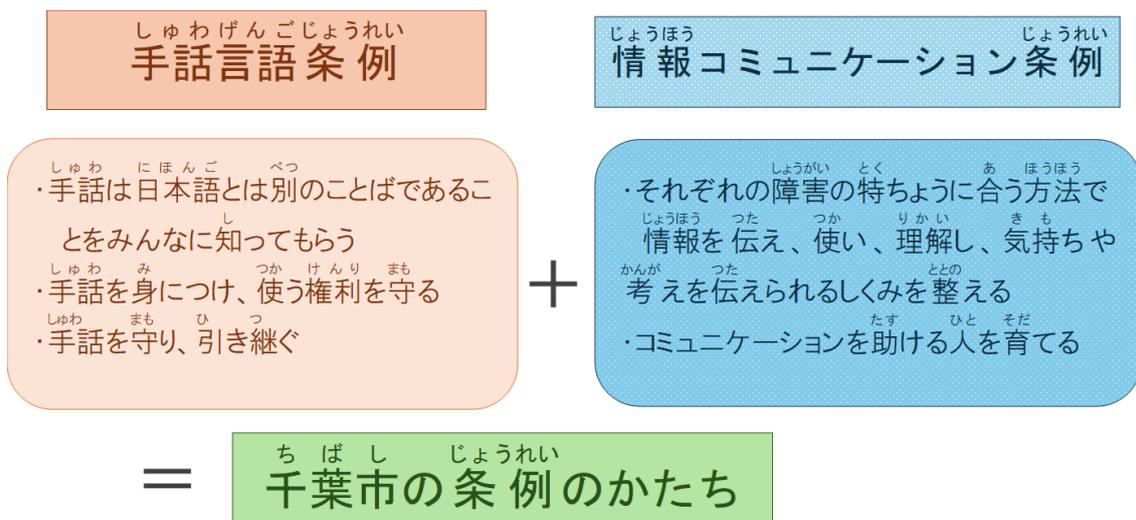
千葉市は、こうした障害のある人のまわりのいろいろなことについて考えた

結果、手話をみんなに知ってもらい、使いやすくすることと、障害のある人のコミュニケーションの方法をふやしたり新しくしたりすることで、障害のある人もない人も分かりあい、助けあう社会を目指すため、条例をつくることにしました。

## 2 条例のかたち

千葉市がつくる条例は、日本語とはべつのことばである手話言語をみんなに知ってもらい、使いやすくするための条例である「手話言語条例」と、障害のある人のコミュニケーションの方法をふやしたり新しくしたりすることや、コミュニケーションを助ける人を育てることなどについて決めた「情報コミュニケーション条例」の二つを足し合わせたかたちになっています。

### 【条例のかたちの図】



### 3 条例の内容

項目	内容
ぜんぶん 前文	<p>条例をつくろうと思った今までのできごと、もととなる考え方、めざすものなどを書いています。</p>
第1条 もくてき 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が何のためにこの条例をつくるのかを書いています。</li> <li>手話言語を知ってもらい使いやすくすることと、障害のある人のコミュニケーションを助けるために、もととなる考え方（基本理念）を決めて、それぞれの立場の人の役割をはっきりさせるとともに、計画的に物事をすすめることを目指しています。</li> </ul>
第2条 ようご 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に出てくるそれぞれのことは（障害者、社会的障壁、ろう者、盲ろう者、コミュニケーション、コミュニケーション手段、コミュニケーション支援者）の内容について書かれています。</li> </ul>
第3条 きほんりねん 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が条例によって作りたい社会のすがたや、取り組むにあたってもととなる考えを書いています。</li> <li>手話言語を身につけ、使う権利を大切に、みんなに知ってもらい使いやすくすることを目指すとともに、こどもた</li> </ul>

	<p>ちの世代へとつないでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の特ちょうに合わせた方法で、障害のある人に分かりやすく情報を伝えることと、障害のある人が自分の考えを自分で決めて、みんなにそれを伝えることができるようにします。</li> </ul>
<p>第 4 条</p> <p>市の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「基本理念」を実現するために、市が責任をもって取り組むことを決めています。</li> <li>・ 市は、手話言語を身につけ、使う権利を守り、手話言語をみんなに知ってもらい、使いやすくします。そして、障害のある人のコミュニケーションを助けるためにいろいろな物事を計画的にすすめます。</li> </ul>
<p>第 5 条</p> <p>市民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念を実現するため、市民（市でくらす人たち）の役割について書いています。</li> <li>・ 市民は、障害があってもなくても、基本理念をよく理解し、障害のある人が情報を手に入れてそれを使うことが大切であることを知り、市が取り組むことに協力するために努力するものとします。</li> </ul>
<p>第 6 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念を実現するため、事業者等（お店や会社など）の</li> </ul>

<p>事業者等の 役割</p>	<p>役割について書いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等は、基本理念をよく理解し、障害のある人が情報を手に入れてそれを使うことが大切であることを知り、障害のある人に対し、障害があつてしづらいこと、こまっていることをできるだけなくすようにします(合理的配慮)。そして、市が取り組むことに協力するために努力するものとします。</li> </ul>
<p>第7条 施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が進めていく次の内容についての具体的な取り組み(施策)について書いています。</li> <li>○手話言語を知ってもらうこと、手話言語を身につけ、使う権利を守ること、子どもたちの世代へつないでいくこと</li> <li>○障害があつてもなくても、またその重さにかかわらず、情報を手に入れて理解し、自分の気持ちや考えを自由にみんなに伝えられるように社会を整えること</li> <li>○コミュニケーションをたすける人(コミュニケーション支援者)を育てること</li> <li>○そのほか、条例の目的をかなえるためすべきこと</li> </ul>
<p>第8条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策を進めるために必要なお金を市が用意することを書い</li> </ul>

ぎいせいそち 財政措置	ています。
第 9 条  とうじしゃ いけん 当事者の意見  ちょうしゅ 聴取	・ 施策 <small>しさく</small> がどれくらい進んでいるかを調べるために、市は、 障害 <small>しょうがい</small> のある人、障害 <small>しょうがい</small> のある人を助ける仕事をしている人、 学校の先生などのくわしい人などが集まる「千葉市障害者 施策推進協議会 <small>ちばししょうがいしゃ</small> 」で、みなさんの意見 <small>いけん</small> をききます。
第 10 条  こうきょうしせつ 公共施設での  けいはつ 啓発	・ 手話言語 <small>しゅわげんご</small> を知ってもらい、手話言語 <small>しゅわげんご</small> などのコミュニケーション ヲンをとる方法 <small>ほうほう</small> （コミュニケーション手段 <small>しゅだん</small> ）を使いやすく するため、市は、市役所やコミュニティーセンターなどの 公共施設 <small>こうきょうしせつ</small> で、進んで広めるようにします。
第 11 条  まな きかい 学ぶ機会  ていきょう の提供	・ 市は、障害 <small>しょうがい</small> のある人や、関係する団体 <small>かんけい だんたい</small> 、学校などと協力 <small>きょうりょく</small> して、手話言語 <small>しゅわげんご</small> や、障害 <small>しょうがい</small> のある人のコミュニケーション手段 <small>しゅだん</small> を学ぶ場所や時間をつくるようにします。
第 12 条  つうやくしゃ せっち 通訳者の設置、  はけんたいせい 派遣体制  せいび の整備	・ 障害 <small>しょうがい</small> のある人のコミュニケーションを助けるために、役所 などに通訳する人をおいたり、障害 <small>しょうがい</small> のある人のところに 行ってもらう（派遣 <small>はけん</small> ）しくみを整えたりすることについて 書いています。
第 13 条  しょうがいとくせい 障害特性 に	・ 障害 <small>しょうがい</small> のある人が、市の情報 <small>じょうほう</small> をすぐ手に入れられるように、 市は、障害 <small>しょうがい</small> の特ちょうに合ったコミュニケーション手段 <small>しゅだん</small>

<p>はいりよ じょうほう 配慮した情報</p> <p>はっしんどう 発信等</p>	<p>を使って伝えます。そして、市は、障害のある人が役所の 手続きのために情報技術を使う時に、障害の特ちょうに 合わせて助けたり、苦手な人には代わりの方法を見つける ことについて書いています。</p>
<p>第 14 条</p> <p>さいがいじ 災害時のコミ</p> <p>ユニケーショ</p> <p>ンの支援</p>	<p>・地震や台風などの災害がおきた時の情報の伝え方や、 避難所などでのコミュニケーションがうまくいくように、 市は、障害の特ちょうに合わせていろいろな方法で助け るように努力することを書いています。</p>
<p>第 15 条</p> <p>いにん 委任</p>	<p>・条例を進めるために必要なことは、市長が決めます。</p>

#### 4 条例をどう考えてきたか

千葉市は、条例案をつくるため、「千葉市障害者施策推進協議会」という  
組織で、障害がある人やその家族、地域でくらす人の相談にのる民生委員・児童  
委員、働きたい人を助ける団体、病院のお医者さん、学校の先生などの委員と、  
コミュニケーションがとくに難しい障害のある人や、手話通訳者のみなさんと  
いっしょに、条例や施策の内容について話し合ってきました。

#### 【話し合いのスケジュール】

- ・令和 5 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 6 年 3 月 15 日開催)

(内容) 条例検討のアナウンス

- ・令和 6 年度第 1 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 6 年 7 月 19 日開催)

(内容) 条例制定に向けた論点整理

- ・令和 6 年度第 2 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 6 年 9 月 19 日開催)

(内容) 条例骨子案の検討

- ・令和 6 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会 (令和 6 年 11 月 27 日

開催)

(内容) 条例素案の検討①

- ・令和 6 年度第 4 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 7 年 1 月 30 日開催)

(内容) 条例素案の検討②

- ・令和 6 年度第 5 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 7 年 3 月 7 日開催)

(内容) 条例案の検討

千葉市障害者施策推進協議会の会議資料・話し合いの結果は、市のホームページで見ることができます。

【市ホームページ URL】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sesakusuisinkyougikai.html>